

# 侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

●年●月●日

X Corp.

日本における代表者 多田光毅 様

●  
代理人弁護士 ●

- （以下「通知人」といいます）を代理し、X Corp.（以下「被通知人」といいます）に以下のとおり求めます。
- 東京地方裁判所は、令和●年●月●日、通知人・被通知人間の令和●年（ヨ）第●号仮処分命令申立事件につき、下記ポストの違法性を認め、削除決定を発令しました。

記

閲覧用 URL :

- 上記仮処分決定を受け、被通知人は遅くとも●年●月●日ころ、上記ポストを削除したと考えられます。
- これを受け、通知人は供託金の取り戻しのため、上記仮処分命令申立事件を取り下げる予定です。
- 被通知人代理人によると、仮処分命令申立事件が取り下げられると、被通知人によって削除されたポストは復活処理がなされるとのことですが、当該ポストは上記のとおり、裁判所によって違法認定された「侵害情報」です。
- そのため、供託金取り戻しのため上記仮処分命令の申立てを取り下げたあとも、ポストの復活処理はしないよう、将来の送信防止措置の継続を求めます。
- 復活処理をした場合には、貴社による投稿とみなし、投稿記事削除及び損害賠償請求訴訟を提起予定です。

以上